



# IESBA会議報告 ニューヨーク会議

2013年6月10日から12日まで、国際会計士倫理基準審議会（IESBA：International Ethics Standards Board for Accountants）の会議が、ニューヨークの国際会計士連盟（IFAC：International Federation of Accountants）オフィスにて開催された。IESBAは、9か国の公認会計士団体の代表10名（アメリカ、カナダ、オーストラリア、フランス、イタリア、スウェーデン、ザンビア、スリランカから各1名及びイギリス2名）、多国籍監査人委員会（Transnational Auditors Committee）の代表5名、パブリック・メンバー3名（カナダ、スウェーデン、オーストラリアから各1名）のメンバー18名から構成されている。2012年10月からスウェーデンのパブリック・メンバーが、非実務家出身の初のIESBA議長を務めている。

また、各メンバーは1名のテクニカル・アドバイザーを参加させることができ、大半のメンバーにはテクニカル・アドバイザーが参加している。その他、オブザーバー2名（IESBAの諮問助言グループ（CAG：Consultative Advisory Group）の議長及び日本の金融庁からそれぞれ1名）及び公益監視委員会（PIOB：

Public Interest Oversight Board）のメンバー1名並びにIFAC事務局が会議に参加している。

今回のニューヨーク会議は、メンバー16名を含む総勢30名ほどの参加者があった。筆者は一般オブザーバーとして会議を傍聴した。以下、会議の概要を報告する。

## 1 2013年3月ニューヨーク会議議事録の承認とイントロダクション

前回の2013年3月ニューヨーク会議の議事録は、特にコメントなく承認された。

その後、議長から、メンバーの紹介、オブザーバーの紹介があり、CAGの議長が7月に交代するため、新しい議長がオブザーバーとして出席し、自己紹介があった。また、今回の会議で議論されるプロジェクトの概要とスケジュールについて説明があった。

次に、前回会議後の活動等の説明があった。具体的には、主に、(a)3月、5月に計画委員会（Planning Committee）と将来の戦略及び活動計画を議論したこと、(b)4月に将来の戦略及び活動計画の調査を行ったこと、(c)4月にCAGとミーティングを行い、プロジェクトについて議

論したこと、(d)5月に年に1回の基準設定主体会議を開催し、違法行為の疑い、倫理規程の構造、将来の戦略及び活動計画、上級職員の監査クライアントとの長期にわたる付き合い等のプロジェクトについて議論を行ったこと、(e)IESBA倫理規程のハンドブックが発行されたこと、(f)9月にシドニーで開催される次回のIESBA会議の紹介などの説明があった。

## 2 「統治責任者」の定義

2012年7月に発行された、倫理規程における統治責任者の定義と国際監査基準第260号（ISA260）「統治責任者とのコミュニケーション」における統治責任者の定義について、より整合性を取るための変更を提案する公開草案の一部修正をした文案が会議に諮られた。デュー・プロセスであるPIOBによる確認を受けることを前提に、IESBAはその文案の最終化を承認した。

この変更は、2014年7月1日から発効されることとなった。この変更に伴い、日本公認会計士協会の倫理規則の改正が必要となるため、倫理委員会作業部会が改正の検討を行っているところである。

### 3 違法行為の疑いへの対応

違法行為の疑いへの対応プロジェクトにかかるタスク・フォースのチェアから、公開草案の提案にIFAC加盟団体等から強い反対があったため、監査人が当局へ開示するとして要求事項は削除され、開示する権利の行使を検討するべきとしたこと、監査人以外の会計士が外部監査人へ開示するとして要求事項は削除され、開示する権利を行使することを推奨するとしてしたことなど、作成した代替案の概要、基準設定主体会議ではプロジェクトの趣旨には概ね支持されたこと、国際監査・保証基準審議会（IAASB：International Auditing and Assurance Standards Board）とも、このプロジェクトの連携について議論を行ったこと、などの説明があった。

特に、IESBAは、会計事務所等所属の職業会計士及び企業等所属の職業会計士に適用される規定案に記載された状況において、当局等への開示する権利が守秘義務よりも優先させることを容認するというコンセプトについて議論した。

IESBAは当代替案の検討を、次の2013年9月シドニー会議でも継続する。

### 4 倫理規程のPart Cの見直し

2013年3月ニューヨーク会議にて、IESBAは倫理規程のPart C（企業等所属の職業会計士（PAIB：Professional Accountants in Business）に対する規程）を見直すプロジェクト提案を承認した。当該提案には、以下の領域を優先的に検討するべきことが含まれる。

- 非倫理的行為または違法行為に

関わることの上司からの圧力

- 経済取引について忠実に表示する財務報告の作成及びその関連事項に対する、企業等所属の職業会計士の責任
- 便宜を図ってもらうための支払金、賄賂

IESBAは、見直す過程の論点について検討し、PAIBの特定の論点が対応されるまで、会計事務所等所属の職業会計士に関する検討は繰り延べることにIESBAは同意した。

次の2013年9月シドニー会議において、タスク・フォースは、上司等からの圧力に対処する規定草案ドラフトを提出する予定である。

### 5 非保証業務

IESBAは、当プロジェクトのスコップを狭めるために、2013年3月に26か国へアンケートを送付し、24か国から回答を得た。このアンケート結果を基に、プロジェクトの方向性を検討した。

タスク・フォースは、次の事項に対処するプロジェクト提案を改良し、IESBAは、下記に注力すべきであることに同意した。

- 経営者の責任への対応を記載したセクション290の規定の明瞭化
- 会計記録や財務諸表作成に関連する「反復及び機械的」な業務のコンセプトの明瞭化
- 記帳代行及び税務業務を提供する会計事務所等に適用される緊急時の例外規定

タスク・フォースは、非保証業務に対するIESBA倫理規程のアプローチを高め、IESBA倫理規程の非保証業務関連規定の強化を強調し、阻害要因とセーフガード・アプローチの

強化をし、IESBA倫理規程の可視性と透明性を増加させるための、コミュニケーション手段としての文書を開発することとした。

IESBAはこの文書の開発について同意し、このタイミングでは、評価業務、税務業務及び内部監査業務のエリアの見直しの必要性について緊急性がないことについても同意した。

次の2013年9月シドニー会議で、プロジェクト提案の修正が予定されている。

### 6 将来の戦略及び活動計画

IESBAは2013年1月に、2014～2016年の戦略及び活動計画に関する公開草案に係るアンケートから得たコメントの検討を行った。2011～2012年の戦略及び活動計画を2014年まで延長し、新たに2015～2017年の戦略及び活動計画とすることにIESBAは同意した。現在の活動計画に変更はなく、記帳代行業務の論点（「反復及び機械的」な業務のコンセプト及び緊急時の例外）は、非保証業務プロジェクトで取り扱うこととされた。

また、「年次改訂」形式のプロジェクトに関して更に検討をすること、関連するデュー・プロセスの要求項目をIFACレベルで検討すべきこと、についてIESBAは同意した。

さらに、検討が必要であると考えられる項目として、報酬依存に関する広範なプロジェクト、執行可能性に関するトピック（第三者テストのガイダンス、阻害要因とセーフガード・アプローチや原則主義の基準といった論点の規制当局との対話など）、公共の利益の意味に関するガイダンス、適切で適正なセーフガードに対

旭するプロジェクト等が挙げられた。

次の2013年9月シドニー会議でも、これらの論点の議論を継続する。

7

### 上級職員の監査クライアントとの長期にわたる付き合い（パートナー・ローテーションを含む）

現行のセクション290には、監査人の監査クライアントとの長年の関係の結果生じ得る馴れ合い及び自己利益の阻害要因を許容可能な水準まで軽減する手段として、社会的影響度の高い事業体の監査業務の主要な担当社員等（Key Audit Partner）の7年－2年のローテーションがあるが、複数の国では追加的な要求または異なった要求をしているため、現行の規定が依然として適切であるか否か、特に社会的影響度の高い事業体の監査業務の主要な担当社員等のローテーションの要求にフォーカスして検討することが、当プロジェクトの目的である。監査事務所ローテーション及び強制入札については当プロジェクトの検討の対象としていない。

タスク・フォースは、二大会計事務所を通じて82か国のパートナー・ローテーションに関する情報の調査を行った。その他の利害関係者には2013年5月末からオンライン調査を実施しており、2013年6月会議現在も実施中で、回答状況の途中経過が示された。会議開催日現在で400の回答を得たものの、大企業の監査委員会からの回答率は低い状況にあった。

次の2013年9月シドニー会議では、これらの調査結果及び予備的論点を検討する予定である。

8

### 倫理規程の構造

当プロジェクトの目的は、IESBA

倫理規程の明瞭化及び利便性の改善方法を特定し、それによってIESBA倫理規程の適用、効果的な履行及び一貫した適用を促進する方法をIESBAに提案することである。

IESBAは、作業部会の委託事項を承認し、調査計画及びスケジュール案を支持した。

作業部会が主に行うこととして、翻訳に係る課題についてイタリアとドイツとコミュニケーションを行うこと、法律の中にIESBA倫理規程が組み込まれている国についての予想される影響を検討すること、IESBA倫理規程の一部を選び、平易な英語を適用すること、などがある。

次の会議で調査に関するアップデートを受ける予定である。

9

### その他の議題等

上記のほか、新たな問題とアウトリーチ・プロジェクトの作業部会の委託事項を承認し、2012年11月に発行したStaff Q&Aに含まれる質問のうちの一つの対応時に起こる潜在的事項について検討した。

10

### 次回の会議

今回は、2013年9月16日から18日まで、シドニーで開催される予定である。

（日本公認会計士協会・常務理事  
染葉真史）

\* 必須研修科目「職業倫理」研修教材

教材コード J 0 1 0 0 8 4



研修コード 1 0 0 1

履修単位 1単位